

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第46号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 出先機関</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 健康福祉部関係出先機関</p> <p>第1款～第3款（略）</p> <p>第4款 <u>女性相談センター</u>（第23条）</p> <p>第5款～第15款（略）</p> <p>第5節・第6節（略）</p> <p>第5章・第6章（略）</p> <p>附則</p> <p>（附属機関）</p> <p>第5条 附属機関とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定による審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。</p> <p>（局及び課）</p> <p>第10条 静岡県部設置条例により設けられた知事直轄組織及び部の下に、次の各号の表の左欄に掲げる局を置き、知事直轄組織及びそれぞれの部又は局に同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <p>(1)・(1)の2（略）</p> <p>(2) 経営管理部</p> <table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>総務局</u></td><td>総務課</td></tr><tr><td></td><td>法務課</td></tr></tbody></table>	局	課	<u>総務局</u>	総務課		法務課	<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 出先機関</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 健康福祉部関係出先機関</p> <p>第1款～第3款（略）</p> <p>第4款 <u>女性相談支援センター</u>（第23条）</p> <p>第5款～第15款（略）</p> <p>第5節・第6節（略）</p> <p>第5章・第6章（略）</p> <p>附則</p> <p>（附属機関）</p> <p>第5条 附属機関とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定による<u>自治紛争処理委員</u>、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。</p> <p>（局及び課）</p> <p>第10条 静岡県部設置条例により設けられた知事直轄組織及び部の下に、次の各号の表の左欄に掲げる局を置き、知事直轄組織及びそれぞれの部又は局に同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <p>(1)・(1)の2（略）</p> <p>(2) 経営管理部</p> <table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>総務課</td></tr><tr><td></td><td>法務課</td></tr></tbody></table>	局	課		総務課		法務課
局	課												
<u>総務局</u>	総務課												
	法務課												
局	課												
	総務課												
	法務課												

	文書課
行政経営局	行政経営課
	人事課
	福利厚生課
	健康指導課
財務局	税務課
	資産経営課
地域振興局	地域振興課
	市町行財政課

(3)～(5) (略)

(6) 健康福祉部

局	課
(略)	
医療局	(略)
	疾病対策課
感染症対策局	感染症対策課
	新型コロナ対策企画課
	新型コロナ対策推進課
健康局	(略)
(略)	

(7) 経済産業部

局	課
(略)	
農地局	(略)
	農地利用課
(略)	

(8) (略)

2～6 (略)

(局及び課の所掌事務)

第12条 第10条に規定する局及び課の所掌事務

は、次のとおりとする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 経営管理部

	文書課
	行政経営課
	人事課
	職員厚生課
	税務課
	資産経営課
	地域振興課
	市町行財政課

備考 局の欄が空欄となっている課は、局に属しない課である。

(3)～(5) (略)

(6) 健康福祉部

局	課
(略)	
医療局	(略)
	疾病対策課
	感染症対策課
健康局	(略)
(略)	

(7) 経済産業部

局	課
(略)	
農地局	(略)
	農地調整課
(略)	

(8) (略)

2～6 (略)

(局及び課の所掌事務)

第12条 第10条に規定する局及び課の所掌事務

は、次のとおりとする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 経営管理部

局	課	所掌事務
総務局	総務課	(略)
	法務課	(略)
	文書課	(略)
行政経営局		(1) 年度の途中における部局間の業務量の平準化に関すること。
	行政経営課	(略)
	人事課	(1)～(9) (略)
	福利厚生課	(1)～(9) (略)
	健康指導課	(1) 職員の安全衛生に関すること。 (2) 職員の健康管理及び健康づくりに関すること。
財務局	税務課	(略)
	資産経営課	(略)
地域振興局	地域振興課	(1)～(4) (略)
		(5) 過疎地域の自立促進計画及び辺地の総合整備計画に関すること。 (6)～(8) (略)
	市町行財政課	(略)

(3)・(4) (略)

(5) スポーツ・文化観光部

局	課	所掌事務
(略)		
文化局	文化政策課	(1) (略) (2) 東アジア文化都市事業の推進に関する

局	課	所掌事務
	総務課	(略)
	法務課	(略)
	文書課	(略)
	行政経営課	(略)
	人事課	(1)～(9) (略) (10) 年度の途中における部局間の業務量の平準化に関すること。
	職員厚生課	(1)～(9) (略) (10) 職員の安全衛生に関すること。 (11) 職員の健康管理及び健康づくりに関すること。
	税務課	(略)
	資産経営課	(略)
	地域振興課	(1)～(4) (略) (5) 過疎地域の持続的発展計画及び辺地の総合整備計画に関すること。 (6)～(8) (略)
	市町行財政課	(略)

(3)・(4) (略)

(5) スポーツ・文化観光部

局	課	所掌事務
(略)		
文化局	文化政策課	(1) (略)

		<u>こと。</u> (3)～(7) (略)
	(略)	
総合教育局	(略)	
	私学振興課	(1) 私学振興の総合計画に関する <u>こと。</u> (2) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する <u>こと。</u> (3) (略)
観光交流局	観光政策課	(1)～(6) (略) (7) 農山漁村と都市との交流の <u>促進に関すること。</u> (8) (略)
	(略)	
(略)		

(6) 健康福祉部

局	課	所掌事務
(略)		
こども未来局	(略)	
	こども家庭課	(1)・(2) (略) (3) <u>売春防止法(昭和31年法律第118号)のうち保護更生に関すること。</u> (4)～(8) (略) (9) 児童相談所、 <u>女性相談センター</u> 、吉原林間学園及び三方原学園に関する <u>こと。</u>
(略)		

		(2)～(6) (略)
	(略)	
総合教育局	(略)	
	私学振興課	(1) 私立学校(大学を除く)、私立専修学校及び私立各種学校に関する <u>こと。</u> (2) (略) (3) <u>その他私学振興に関すること。</u>
観光交流局	観光政策課	(1)～(6) (略) (7) (略)
	(略)	
(略)		

(6) 健康福祉部

局	課	所掌事務
(略)		
こども未来局	(略)	
	こども家庭課	(1)・(2) (略) (3) <u>困難な問題を抱える女性への支援の総括に関すること。</u> (4)～(8) (略) (9) 児童相談所、 <u>女性相談支援センター</u> 、吉原林間学園及び三方原学園に関する <u>こと。</u>
(略)		

医療局	(略)	
	疾病対策課	(略)
感染症対策局	感染症対策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症管理センターに関する<u>こと。</u> (2) 感染症に関する<u>こと</u>（他課の所掌に属するものを除く。）。 (3) 予防接種に関する<u>こと。</u> (4) ハンセン病問題に関する<u>こと。</u>
	新型コロナ対策企画課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナウイルス感染症対策の企画及び調整に関する<u>こと。</u> (2) 新型コロナウイルス感染症対応に必要な病床の確保等に関する<u>こと。</u> (3) 局内の予算及び経理の総括に関する<u>こと。</u> (4) 局内各課の連絡調整及び局内各課の所掌に属しない事務に関する<u>こと。</u>
	新型コロナ対策推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に関する<u>こと。</u> (2) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関する<u>こと。</u> (3) 新型コロナウイルス感染症の検査に関する<u>こと。</u>

医療局	(略)	
	疾病対策課	(略)
	感染症対策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症管理センターに関する<u>こと。</u> (2) 感染症に関する<u>こと。</u> (3) 予防接種に関する<u>こと。</u> (4) ハンセン病問題に関する<u>こと。</u>

健康局	(略)	
	健康増進課	(1)～(8) (略) (9) <u>総合健康センター</u> に関する <u>こと</u> 。
	(略)	
(略)		

(7) 経済産業部

局	課	所掌事務
(略)		
産業革新局	産業イノベーション推進課	(1) (略) (2) <u>マリンオープンイノベーションプロジェクトの推進に関すること</u> 。 (3) (略) (4) <u>スタートアップの支援に関すること</u> 。 (5)～(8) (略) (9)・(10) (略)
		(1) (略) (2) <u>フーズ・ヘルスケ</u>

健康局	(略)	
	健康増進課	(1)～(8) (略) (9) <u>健康福祉交流プラ</u> <u>ザ</u> に関する <u>こと</u> 。
	(略)	
(略)		

(7) 経済産業部

局	課	所掌事務
(略)		
産業革新局	産業イノベーション推進課	(1) <u>先端産業創出プロジェクト等に係る情報の共有化、連携及び交流に関すること</u> 。 (2) (略) (3) (略) (4) <u>スタートアップの支援及びスタートアップとの共創等の推進に関すること</u> 。 (5)～(8) (略) (9) <u>中小企業等によるロボット等のデジタル技術の研究開発、事業化、導入等の支援に関すること</u> 。 (10) <u>中小企業等の知的財産の活用に関すること</u> 。 (11)・(12) (略)
		(1) (略)

		<p><u>アオープンイノベーションプロジェクトの推進に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>産業集積プロジェクトに係る情報の共有化、連携及び交流に関すること。</u></p> <p>(6) 公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構及び公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の指導及び監督に関すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) <u>知的財産の活用及び産業技術の普及啓発に関すること。</u></p> <p>(10) (略)</p>
	(略)	
エネルギー政策課	(1) (略)	(2) <u>新エネルギー等の</u>

		<p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>マリンオープンイノベーションプロジェクトの推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクトの推進に関すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構及び一般財団法人マリンオープンイノベーション機構の指導及び監督に関すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 産業技術の普及啓発に関すること。</p> <p>(10) (略)</p>
	(略)	
エネルギー政策課	(1) (略)	(2) <u>再生可能エネルギー</u>

		導入に関すること。 (3) (略)
(略)		
商工業局	商工振興課	(1) (略) (2) <u>新産業及び新事業の創出の促進に関すること。</u> (3) (略) (4) <u>企業防災(事業継続計画を除く.)に関すること。</u> (5)~(10) (略)
(略)		
	商工金融課	(1) (略) (2) <u>産業成長促進のための資金支援に関すること。</u> (3) (略) (4) <u>中小企業の高度化事業の総括に関すること。</u> (5) <u>中小企業高度化資金等の管理に関すること。</u> (6) (略) (7) <u>中小企業高度化資金に係る検査に関すること。</u> (8) <u>信用保証協会の検査に関すること。</u> (9) (略)
	経営支援課	(1)~(3) (略) (4) <u>中小企業の高度化事業に関すること。</u> (5) <u>中小企業の経営革</u>

		二等の導入に関すること。 (3) (略)
(略)		
商工業局	商工振興課	(1) (略) (2) <u>新事業の創出の促進に関すること。</u> (3) (略) (4) <u>企業防災に関すること。</u> (5)~(10) (略)
(略)		
	商工金融課	(1) (略) (2) (略) (3) <u>中小企業の高度化事業等に関すること。</u> (4) (略) (5) (略)
	経営支援課	(1)~(3) (略) (4) <u>中小企業の経営革</u>

		<p>新の支援に関すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>企業防災（事業継続計画に限る。）に関すること。</u></p>
	(略)	
(略)		
農地局	(略)	
	農地利用課	(略)
(略)		

(8) 交通基盤部

局	課	所掌事務
(略)		
建築管理局	(略)	
	建築企画課	(1)・(2) (略)
	(略)	
道路局	(略)	
	道路企画課	(1)～(7) (略)
		(8) <u>東名高速道路の改築の促進及び追加インターチェンジ等に関すること。</u>
		(9) (略)
	道路整備課	(1)～(3) (略)
		(4) (略)
	道路保全課	(1)～(4) (略)
		(5) <u>交通安全施設の整備に関すること。</u>
		(6) (略)

		<p>新築の支援に関すること。</p> <p>(5) (略)</p>
	(略)	
(略)		
農地局	(略)	
	農地調整課	(略)
(略)		

(8) 交通基盤部

局	課	所掌事務
(略)		
建築管理局	(略)	
	建築企画課	(1)・(2) (略)
		(3) <u>県営住宅の営繕工事の設計及び契約に関すること。</u>
	(略)	
道路局	(略)	
	道路企画課	(1)～(7) (略)
		(8) <u>高速道路の改築の促進及び追加インターチェンジ等に関すること。</u>
		(9) (略)
	道路整備課	(1)～(3) (略)
		(4) <u>交通安全施設の整備に関すること。</u>
		(5) (略)
	道路保全課	(1)～(4) (略)
		(5) <u>交通安全施設の維持及び修繕に関すること。</u>
		(6) (略)

(略)

2～5 (略)

6 前条第4項に規定する出納室は、次の事務を処理する。

- (1) 出先機関の非常勤職員の給与事務及び保険事務に関すること。
- (2) 出先機関の再任用職員の保険事務に関すること。

(3)～(10) (略)

第13条 附属機関の名称、担当事務及び所管する組織は、次のとおりとする。

附属機関		所管する組織		
名称	担当事務	部	局	課
(略)				
静岡県 行政不服審査会	(略)		総務局	(略)
静岡県 公益認定等審議会	(略)		総務局	(略)
静岡県 情報公開審査会	(略)		総務局	(略)
静岡県 個人情報保護審査会	(略)		総務局	(略)
静岡県 特別職報酬等審議会	(略)		行政経営局	(略)
静岡県	(略)		行政	福利

(略)

2～5 (略)

6 前条第4項に規定する出納室は、次の事務を処理する。

- (1) 出先機関の会計年度任用職員の給与事務及び保険事務に関すること。
- (2) 出先機関の定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の保険事務に関すること。

(3)～(10) (略)

第13条 附属機関の名称、担当事務及び所管する組織は、次のとおりとする。

附属機関		所管する組織		
名称	担当事務	部	局	課
(略)				
静岡県 行政不服審査会	(略)			(略)
静岡県 公益認定等審議会	(略)			(略)
静岡県 情報公開審査会	(略)			(略)
静岡県 個人情報保護審査会	(略)			(略)
静岡県 特別職報酬等審議会	(略)			(略)
静岡県	(略)			職員

公務災害補償等審査会			経営局	厚生課	公務災害補償等審査会			厚生課
静岡県公務災害補償等認定委員会	(略)		行政経営局	福祉厚生課	静岡県公務災害補償等認定委員会	(略)		職員厚生課
静岡県本人確認情報保護審議会	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じた同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項の調査審議並びにこれらの事項についての知事に対する建議に関する事務	(略)	地域振興局	(略)	静岡県本人確認情報保護審議会	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項（第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項並びに知事の諮問に応じた同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報及び同法第30条の41第1項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する事項の調査審議並びにこれらの事項についての知事に対する建議に関する事務	(略)	(略)
自治紛争処理委員	(略)		地域振興局	(略)	静岡県自治紛争処理委員	(略)		(略)
静岡県固定資産	(略)		地域振興局	(略)	静岡県固定資産	(略)		(略)

産評価 審議会		局	
(略)			
静岡県 感染症 診査協 議会	(略)	感染 症対 策局	(略)
(略)			

第15条の2 (略)

2 (略)

3 地域局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

(8) 伊豆東部火山群対策に関すること（静岡県東部地域局に限る。）。

(9) 富士山火山対策に関すること（静岡県東部地域局に限る。）。

(10)～(14) (略)

(15) 原子力発電所の防災対策に関すること（静岡県中部地域局及び静岡県西部地域局に限る。）。

(16)～(24) (略)

4 (略)

第20条 (略)

2 (略)

3 健康福祉センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 売春防止法のうち保護更生に関すること。

(6)～(9) (略)

4～9 (略)

10 静岡県中部健康福祉センターの化学検査課及び細菌検査課は、藤枝市谷稲葉に置く。

産評価 審議会			
(略)			
静岡県 感染症 診査協 議会	(略)	医療 局	(略)
(略)			

第15条の2 (略)

2 (略)

3 地域局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

(8) 伊豆東部火山群対策に関すること（静岡県賀茂地域局及び静岡県東部地域局に限る。）。

(9) 富士山火山対策に関すること。

(10)～(14) (略)

(15) 原子力発電所の防災対策に関すること。

(16)～(24) (略)

4 (略)

第20条 (略)

2 (略)

3 健康福祉センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 困難な問題を抱える女性への支援に関すること。

(6)～(9) (略)

4～9 (略)

10 静岡県東部健康福祉センターの細菌検査課は三島市谷田に、静岡県中部健康福祉センターの化学検査課及び細菌検査課は藤枝市谷稲葉に置く。

11 (略)

第4款 女性相談センター

第23条 売春防止法第34条の規定により、要保護女子の保護更生に関する事務を処理するため、静岡県女性相談センター（以下「女性相談センター」という。）を静岡市駿河区有明町に置く。

2 女性相談センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 要保護女子に関する各般の問題の相談に関すること。
- (2) 要保護女子及びその家庭についての必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定の実施並びにこれらに付随する必要な指導に関すること。
- (3) 要保護女子の一時保護に関すること。

(4) (略)

第33条 と畜場法（昭和28年法律第114号）に関する事務並びに牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）、食鳥

11 (略)

第4款 女性相談支援センター

第23条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条の規定により、困難な問題を抱える女性への支援に関する事務を処理するため、静岡県女性相談支援センター（以下「女性相談支援センター」という。）を静岡市駿河区有明町に置く。

2 女性相談支援センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題についての相談又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関の紹介に関すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護に関すること。
- (3) 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族の医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に関すること。
- (4) 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族の就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等についての情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助に関すること。
- (5) 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族が居住して保護を受けることができる施設の利用についての情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助に関すること。

(6) (略)

第33条 と畜場法（昭和28年法律第114号）に関する事務及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）並びに

処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に関する事務並びに食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項及び第54条の規定に関する事務（と畜場法第3条第2項に規定すると畜場（以下単に「と畜場」という。）内におけるもの及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理（以下単に「食鳥処理」という。）に関するものに限る。）並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に関する事務（と畜場においてと殺し、及び解体したと畜場法第3条第1項に規定する獣畜並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第6号に規定する食鳥処理場（以下単に「食鳥処理場」という。）において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る食肉に関するものに限る。）、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項、第4項及び第5項の規定に関する事務（と畜場、食鳥処理場その他知事が別に定める施設に関するものに限る。）並びに同法第53条第2項及び第5項の規定に関する事務（と畜場内におけるもの、食鳥処理に関するものその他知事が別に定めるものに限る。）を処理するため、静岡県食肉衛生検査所（以下「食肉衛生検査所」という。）を掛川市金城に置く。

2・3 (略)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 次の表の左欄に掲げる農林事務所に、同表の右欄に掲げる課を置く。

農林事務所	課
静岡県賀茂農林事務所	(略) 農村整備課

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に関する事務並びに食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項及び第59条の規定に関する事務（と畜場法第3条第2項に規定すると畜場（以下単に「と畜場」という。）内におけるもの及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理（以下単に「食鳥処理」という。）に関するものに限る。）並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に関する事務（と畜場においてと殺し、及び解体したと畜場法第3条第1項に規定する獣畜並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第6号に規定する食鳥処理場（以下単に「食鳥処理場」という。）において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る食肉に関するものに限る。）、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項、第4項及び第5項の規定に関する事務（と畜場、食鳥処理場その他知事が別に定める施設に関するものに限る。）並びに同法第53条第2項及び第5項の規定に関する事務（と畜場内におけるもの、食鳥処理に関するものその他知事が別に定めるものに限る。）を処理するため、静岡県食肉衛生検査所（以下「食肉衛生検査所」という。）を掛川市金城に置く。

2・3 (略)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 次の表の左欄に掲げる農林事務所に、同表の右欄に掲げる課を置く。

農林事務所	課
静岡県賀茂農林事務所	(略) 農村計画課

	(略)
静岡県東部農林事務所	(略) <u>農村整備課</u> (略)
静岡県富士農林事務所	(略) <u>農村整備課</u> (略)
静岡県中部農林事務所	(略) <u>農村整備課</u> (略)
静岡県志太榛原農林事務所	(略) <u>農村整備課</u> <u>農地整備課</u> <u>牧の原用水課</u> <u>森林整備課</u> (略)
静岡県中遠農林事務所	(略) <u>農村整備課</u> (略)
静岡県西部農林事務所	(略) <u>農村整備課</u> (略)

5～7 (略)

(本庁の部長等)

第60条 本庁の部に部長を、出納局に出納局長を、局に局長を、局（出納局に限る。）に局次長を、課に課長を、班に班長を置く。

2・3 (略)

4～7 (略)

(静岡県理事)

第62条 (略)

	(略)
静岡県東部農林事務所	(略) <u>農村計画課</u> (略)
静岡県富士農林事務所	(略) <u>農村計画課</u> (略)
静岡県中部農林事務所	(略) <u>農村計画課</u> (略)
静岡県志太榛原農林事務所	(略) <u>農村計画課</u> <u>農地整備課</u> <u>森林整備課</u> (略)
静岡県中遠農林事務所	(略) <u>農村計画課</u> (略)
静岡県西部農林事務所	(略) <u>農村計画課</u> (略)

5～7 (略)

(本庁の部長等)

第60条 本庁の部に部長を、出納局に出納局長を、経営管理部に経営管理部次長を、局に局長を、局（出納局に限る。）に局次長を、課に課長を、班に班長を置く。

2・3 (略)

4 経営管理部次長は、上司の命を受けて経営管理部の所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

5～8 (略)

(静岡県理事)

第62条 (略)

(知事公室長)

(政策推進担当部長)

第62条の2 前3条に規定する職のほか、知事直轄組織に政策推進担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、知事直轄組織の所掌事務（政策推進局の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員（政策推進局に所属する職員に限る。）を指揮監督する。

(デジタル戦略担当部長)

第62条の3 (略)

(地域外交担当部長)

第62条の4 (略)

(感染症対策担当部長)

第62条の5 第60条から前条までに規定する職のほか、健康福祉部に感染症対策担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、健康福祉部の所掌事務（感染症対策局の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員（感染症対策局に所属する職員に限る。）を指揮監督する。

(農林水産担当部長)

第62条の2 前3条に規定する職のほか、知事直轄組織に知事公室長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、知事及び副知事に関する事項に関し所要の総合調整を行うこととする。

(政策推進担当部長)

第62条の3 第60条から前条までに規定する職のほか、知事直轄組織に政策推進担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、知事直轄組織の所掌事務（政策推進局の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員（政策推進局に所属する職員に限る。）を指揮監督する。

(政策調整監)

第62条の4 第60条から前条までに規定する職のほか、知事直轄組織に政策調整監を置き、その職務は、上司の命を受けて特定の重要事項を処理することとする。

(デジタル戦略担当部長)

第62条の5 (略)

(地域外交担当部長)

第62条の6 (略)

(南アルプス担当部長)

第62条の7 第60条から前条までに規定する職のほか、くらし・環境部に南アルプス担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて特定の重要事項を処理することとする。

(感染症危機管理担当部長)

第62条の8 第60条から前条までに規定する職のほか、健康福祉部に感染症危機管理担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて特定の重要事項を処理することとする。

(農林水産担当部長)

第62条の6 (略)

(本庁の参事等)

第67条 第60条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機関	職務
(略)		
検査監	(略)	
部付主幹	(略)	
(略)		
副班長	(略)	
(略)		

2～7 (略)

8 前各項に規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処理する。

職	機関	事務
(略)		
旅券室長	(略)	
消防防災航空室長	(略)	
人材育成室長	経営管理部行政 経営局人事課	(略)

第62条の9 (略)

(本庁の参事等)

第67条 第60条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機関	職務
(略)		
検査監	(略)	
参与	必要と認める部 又は局	部又は局の重要 事項に関する特 定事項を処理す る。
部付主幹	(略)	
(略)		
総括主査	(略)	
(略)		

2～7 (略)

8 前各項に規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処理する。

職	機関	事務
(略)		
旅券室長	(略)	
新被害想定担当室長	危機管理部危機 政策課	静岡県第5次地 震被害想定の方 策に関する事務
消防防災航空室長	(略)	
人材育成室長	経営管理部人事課	(略)
監察室長	経営管理部人事課	財務の執行及び 職員のサービスの監

建築確認検査 室長	(略)	
(略)		
スポーツコミ ッション担当 室長	(略)	
人権同和対策 室長	(略)	
(略)		
ワクチン推進 室長	健康福祉部感染 症対策局新型コ ロナ対策推進課	新型コロナウイ ルス感染症に係 るワクチンの接 種に関する事務
通商推進室長	(略)	
商業まちづく り室長	(略)	
(略)		

(出先機関の副所長等)

第71条 前3条に規定する職のほか、出先機関に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関等に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機関等	職務
(略)		

		察に関する事務
健康指導室長	経営管理部職員 厚生課	職員の安全衛生 並びに健康管理 及び健康づくり に関する事務
建築確認検査 室長	(略)	
(略)		
スポーツコミ ッション担当 室長	(略)	
地域文化推進 室長	スポーツ・文化 観光部文化局	地域文化の推進 に関する事務
人権同和対策 室長	(略)	
(略)		
感染症危機対 策室長	健康福祉部医療 局感染症対策課	感染症危機対策 に関する事務
通商推進室長	(略)	
スタートアッ プ共創推進室 長	経済産業部産業 革新局産業イノ ベーション推進 課	スタートアップ との共創等の推 進に関する事務
商業まちづく り室長	(略)	
(略)		

(出先機関の副所長等)

第71条 前3条に規定する職のほか、出先機関に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関等に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機関等	職務
(略)		

徴収統括官	(略)
用地統括官	(略)
(略)	
自動車税室長	(略)
天竜分室長	(略)
(略)	
副班長	(略)
(略)	

徴収統括官	(略)	
健康危機統括官	<u>必要と認める健康福祉センター</u>	<u>健康危機管理に関する事務を統括し、所長を補佐する。</u>
用地統括官	(略)	
(略)		
自動車税室長	(略)	
健康危機調整官	<u>必要と認める健康福祉センター</u>	<u>健康危機管理に関する事務を調整し、所長を補佐する。</u>
天竜分室長	(略)	
(略)		
総括主査	(略)	
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第13条の表静岡県本人確認情報保護審議会の項の改正（「地域振興局」を削る部分を除く。）は、静岡県本人確認情報保護審議会条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（令和6年静岡県条例第14号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる課又は出先機関に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を発せられない限り、改正後の静岡県行政組織規則（以下「改正後の規則」という。）に基づく同表の右欄に掲げる課又は出先機関の勤務を命ぜられたものとする。

経営管理部総務局総務課	経営管理部総務課
経営管理部総務局法務課	経営管理部法務課
経営管理部総務局文書課	経営管理部文書課
経営管理部行政経営局行政経営課	経営管理部行政経営課
経営管理部行政経営局人事課	経営管理部人事課
経営管理部行政経営局福利厚生課	経営管理部職員厚生課
経営管理部行政経営局健康指導課	
経営管理部財務局税務課	経営管理部税務課
経営管理部財務局資産経営課	経営管理部資産経営課

経営管理部地域振興局地域振興課	経営管理部地域振興課
経営管理部地域振興局市町行財政課	経営管理部市町行財政課
健康福祉部感染症対策局感染症対策課	健康福祉部医療局感染症対策課
経済産業部農地局農地利用課	経済産業部農地局農地調整課
女性相談センター	女性相談支援センター

- 3 この規則の施行の際現に前項の表の左欄に掲げる課又は出先機関の主幹、専門主査、主査又は主任の職に補されている者は、別に辞令を發せられない限り、改正後の規則に基づく同表の右欄に掲げる課又は出先機関の主幹、専門主査、主査又は主任の職に補されたものとする。

(静岡県営林財産台帳事務取扱規則の一部改正)

- 4 静岡県営林財産台帳事務取扱規則(昭和32年静岡県規則第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(台帳の備付け) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 第1項の規定により県営林財産台帳を備えたときは、その写しを <u>経営管理部財務局資産経営課長</u> に送付しなければならない。前項の規定により異動状況を記録したときも、同様とする。	(台帳の備付け) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 第1項の規定により県営林財産台帳を備えたときは、その写しを <u>経営管理部資産経営課長</u> に送付しなければならない。前項の規定により異動状況を記録したときも、同様とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県庁内管理規則の一部改正)

- 5 静岡県庁内管理規則(昭和39年静岡県規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庁内管理者) 第2条 (略) 2 庁内管理者は、 <u>経営管理部財務局長</u> をもつて充てる。 3 (略)	(庁内管理者) 第2条 (略) 2 庁内管理者は、 <u>経営管理部資産経営課長</u> をもつて充てる。 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県特別職報酬等審議会運営規則の一部改正)

- 6 静岡県特別職報酬等審議会運営規則(昭和42年静岡県規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(書記) 第5条 (略) 2 書記は、 <u>経営管理部行政経営局人事課</u> の職員をもつて充てる。	(書記) 第5条 (略) 2 書記は、 <u>経営管理部人事課</u> の職員をもつて充てる。

3 (略)	3 (略)
-------	-------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県文書管理規則の一部改正)

7 静岡県文書管理規則（平成13年静岡県規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 文書管理データベース 「しずおかデジタル・オフィス」ネットワークを利用して文書等の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書等の管理に関する事務の処理を行うシステムで<u>経営管理部総務局文書課長</u>（以下「文書課長」という。）が管理するものをいう。</p> <p>別表 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">保存期間の区分</th> <th style="width: 80%;">左欄の区分に属する公文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">第1種（保存期間が長期のもの）</td> <td>1～16 (略)</td> </tr> <tr> <td>17 <u>経営管理部総務局法務課</u>において整理する 県公報</td> </tr> <tr> <td>18・19 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	保存期間の区分	左欄の区分に属する公文書	第1種（保存期間が長期のもの）	1～16 (略)	17 <u>経営管理部総務局法務課</u> において整理する 県公報	18・19 (略)	(略)		<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 文書管理データベース 「しずおかデジタル・オフィス」ネットワークを利用して文書等の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書等の管理に関する事務の処理を行うシステムで<u>経営管理部文書課長</u>（以下「文書課長」という。）が管理するものをいう。</p> <p>別表 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">保存期間の区分</th> <th style="width: 80%;">左欄の区分に属する公文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">第1種（保存期間が長期のもの）</td> <td>1～16 (略)</td> </tr> <tr> <td>17 <u>経営管理部法務課</u>において整理する 県公報</td> </tr> <tr> <td>18・19 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	保存期間の区分	左欄の区分に属する公文書	第1種（保存期間が長期のもの）	1～16 (略)	17 <u>経営管理部法務課</u> において整理する 県公報	18・19 (略)	(略)	
保存期間の区分	左欄の区分に属する公文書																
第1種（保存期間が長期のもの）	1～16 (略)																
	17 <u>経営管理部総務局法務課</u> において整理する 県公報																
	18・19 (略)																
(略)																	
保存期間の区分	左欄の区分に属する公文書																
第1種（保存期間が長期のもの）	1～16 (略)																
	17 <u>経営管理部法務課</u> において整理する 県公報																
	18・19 (略)																
(略)																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。